

令和7年第4回定例会会議録（第2号）

令和7年12月5日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	公営事業局副局長	大町史
財政課長	河野文彦	総務部次長 兼総務課長	行部さと子

職員課長	河野幸夫	政策企画課長	清末 妙
産業政策課長	市原祐一	生活環境課長	堀 英樹
子育て支援課長	穴見雄一	施設整備課長	籠田真一郎
教育部次長兼 図書館共創交流局長	稲尾 隆	社会教育課長	津川文隆
消防本部長 予防課長	此本康秀	公営事業局長 総務課長	松島俊樹
公営事業局長 事業課長	山本直樹	公営事業局副局長 兼デジタル推進課長	松本弘次
公営事業局 地域振興室長	加藤千鶴		

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	次長兼議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	尾崎美由紀	補佐兼議事係長	甲斐俊平
主任	首藤卓也	主任	定宗隆一郎
主事	今留 蓮	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第2号）

令和7年12月5日（金曜日）午前10時開議
第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（小野正明） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○8番（日名子敦子） 日名子敦子でございます。

まず初めに、昨日ようやく佐賀県大規模火災完全に鎮火というニュースを聞きました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。別府市からも市長の提案理由にもございましたとおり、被災地でいち早く移動式温泉施設を運営し、入浴支援を実施しているということで、被災された皆様が一時心身の疲れを癒やしていただければと思っております。

では、議案質疑を始めさせていただきます。議第98号令和7年度別府市一般会計補正予算（第4号）美術館施設整備に要する経費の追加額について伺います。

今回の追加額に関する具体的な改修内容はどのようなものでしょうか。

○社会教育課長（津川文隆） お答えいたします。

1階の既存空調機械室の空いたスペース約75平米を活用して、絵画等作品の収蔵庫に改修してまいります。美術品の収蔵に関しましては、温度管理及び湿度の調節などが必要となりますので、今回、それらの機能を追加して美術品の収蔵に耐え得るものにしていく予定でございます。

○8番（日名子敦子） では、今回の改修工事により、収蔵状況はどのように変化し、今後作品をどう管理していくのでしょうか。

○社会教育課長（津川文隆） お答えいたします。

令和7年4月1日現在、美術館が所蔵している美術品は1,068点、このうち、常設展示できている美術品は133点で、残りの935点を収蔵スペースで保管している状況となっております。現状は、作品と作品の間を狭めることで何とか収蔵できている状態で、作品の入替えが困難な状況となっております。今回の収蔵庫への改修により、温度管理や湿度の調節などでよりよい条件での収蔵が可能となります。

また、収蔵スペースに余裕ができることで、作品の入替えも容易となり、より多くの収蔵品を観覧していただけるようになるものと考えております。今後、収蔵作品が増えた場合も対応可能となると考えております。

○8番（日名子敦子） 現在は狭いスペースに収蔵しているということを取りの中で伺いました。別府市美術館には、有名作家の作品や、価値ある貴重な作品を多く収蔵していると思います。今回、収蔵庫を整備するということですので、適正な湿度や温度で管理するのはもちろんですが、入替えもしやすくなるということですので、市民の皆様に興味をさらに持っていただけるような企画展等を楽しみにしております。

では、続きまして議第102号令和7年度別府市競輪事業会計補正予算（第1号）オートレース車券発売窓口整備費について伺います。

今回、オートレース車券発売窓口を整備するということですが、この事業は経済産業省に許可申請が必要とのことですので、通常の流れですと、設置許可に係る申請を行い、設置許可が下りた後に予算計上となると思うんですけども、今回許可が下りる前に予算を計上するのはなぜでしょうか。

○公営事業局副局長（大町 史） お答えいたします。

小型自動車競走法に、許可の申請があったときは、経済産業省令で定める基準に適合する場合に限り、その許可をすることができるとあります。その基準とは、車券の発売等の用に供する施設を有することなどがあり、これらの設置許可要件を満たした施設に対して

監督官庁が許可を与えるため、窓口整備に係る予算を申請よりも先に計上をさせていただきました。

- 8番(日名子敦子) 順序が違うのではないかなと思っておりましたけれども、答弁のとおり、予算議案が議決されて初めて設置許可申請ができるということで理解いたしました。

オートレース車券発売の売上げはあくまで目標値ですが、年間3,000万円を見込んでいると聞き取りの中で伺っております。また、オートレース場は全国に5場しかないと今回知りましたけれども、一定程度のファン層もあり、若い女性層も増加しているそうですので、オートレース車券発売窓口運用後の収支も注視していきたいと思っております。

では、続きまして、議第115号別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について伺います。

入浴料を上げるようになった理由について答弁してください。

- 公営事業局地域振興室長(加藤千鶴) お答えいたします。

令和2年10月に市営温泉が入浴料の改定を行って以降、料金の格差が生じ、入浴料の安い競輪温泉を利用する方が増え、利用者からはゆっくり入浴ができないという御意見を度々いただいております。市営温泉と同水準に入浴料を見直すことにより、市営温泉と競輪温泉の利用者のバランスを保ち、また、利用者が快適に利用できるように競輪温泉の適正な管理を実施していきます。

- 8番(日名子敦子) 競輪温泉、私はちょっと入ったことがないんですけれども、この競輪温泉は現在大変人気の温泉と聞きました。

では、市営温泉では30回券は市民のみが購入できますけれども、競輪温泉は市民以外の方も1か月入浴券が購入できるというのはなぜでしょうか。

- 公営事業局地域振興室長(加藤千鶴) お答えいたします。

競輪温泉は全国でも珍しい、競輪場の敷地内にある温泉施設です。競輪場には市外からの来場者も多く、こうした施設の特性上、利用者を市民に限定するのではなく、競輪ファンサービスとして、市外の方にも1か月入浴券を販売しております。

- 8番(日名子敦子) 市営温泉ですと、市民と市外からの利用者の統計が取れていると思いますけれども、競輪温泉の実情をお聞きしたところ、利用人数はもちろん把握できているということですが、市民と市外からの利用者の統計は取れてないと伺いましたので、今回仕組みについて伺いました。市営温泉とは違い、競輪温泉は競輪ファンサービスの一環の側面もあるということに理解いたしました。

では、続きまして、議第109号別府市営合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について伺います。

現在建設中の市営合葬墓ですけれども、市営合葬墓の一般公募の開始時期はどうなっていますか。

- 生活環境課長(堀 英樹) お答えいたします。

市報等での御案内期間を確保させていただきまして、現場の受入れ体制を整えた上で、来年度早い時期に公募を開始したいと考えております。

- 8番(日名子敦子) 今回、集合安置室、合葬室、記名板の料金が提示されておりますが、料金設定はどのように決定したのでしょうか。

- 生活環境課長(堀 英樹) お答えいたします。

既に合葬墓を設置している類似団体を参考にいたしまして料金設定を行い、その中でも安価な設定をさせていただいているところでございます。

- 8番(日名子敦子) では、身寄りのない方などは合葬墓に申し込みできますか。

- 生活環境課長(堀 英樹) お答えいたします。

承継を必要とされない方なども含め、一般公募と同様に、生前予約をお受けできるとこ

ろでございます。その際の料金体系につきましては、一般公募と同様となります。

- 8番(日名子敦子) 料金も低料金で設定し、宗教も問わないということです。前回、一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、時代とともに家庭環境の変化も進み、市民の大切な御先祖をお祭りする場として、現在の家族構成を取り巻く課題からも、新しい形態の墓地を整備するということは必要な事業と理解しております。完成後の運営や料金設定を含めた広報の在り方といった点など、市民の声に耳を傾けながら丁寧に説明を重ね、誰もが安心して利用できる施設として整備運営を進めていただきたいと思います。

では、続きまして、議第110号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について伺います。

市営朝日原住宅を用途廃止するということですが、入居者は既に全て退去しているそうです。では、建物は今後どのようなようになるのでしょうか。

- 施設整備課長(籠田真一郎) お答えいたします。

建築物につきましては、用途廃止をした後、解体する予定であります。

- 8番(日名子敦子) 既に更地になっているところも含め、跡地はかなりの面積があるように見受けられますけれども、面積はどのぐらいありますか。

- 施設整備課長(籠田真一郎) お答えいたします。

敷地面積は全体で約9,400平米、約2,800坪であります。

- 8番(日名子敦子) かなりの広さですが、跡地の今後の活用については決まっていますか。

- 施設整備課長(籠田真一郎) お答えいたします。

跡地の活用につきましては、今後、県道の都市計画道路整備に伴う対応を含め、全体的な方針を決めていく予定であります。

- 8番(日名子敦子) 都市計画道路整備もあるようですが、今後の利活用方針の方向性もまたお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、議第120号指定管理者の指定について伺います。

旧浜脇中学校の利活用に係る指定管理候補者選定に至るまでどのような経緯だったのでしょうか。

- 産業政策課長(市原祐一) お答えいたします。

令和3年3月に閉校した浜脇中学校の利活用については、令和5年度に3回にわたって実施したワークショップで得られた意見を基に、ものづくりの拠点であり、人や企業の交流を育む場として利用するとした、旧浜脇中学校管理教室棟の利活用案を令和6年5月に作成し、公表いたしました。

その方向性を踏まえながら、竹関係者等との協議や関係部署との意見調整を重ね、ものづくりの人材育成や交流促進のための複合施設として活用することを決定し、今年5月に管理教室棟の1階及び体育館・運動場については、多様な主体の交流を促進する地域共生広場として、指定管理者による管理を行うこと、管理教室棟の2階及び3階については、竹工芸等の高付加価値化の支援を行うものづくり工房として、市が直営で管理すること、開設までのスケジュール案を示した別府市ものづくり支援等複合施設の整備計画を公表いたしました。当該整備計画に諮り、今年度8月から9月に地域共生広場の指定管理者の募集を行い、10月に指定管理候補者選定委員会の審査により、候補者を選定いたしました。

なお、現在は、ロビーや飲食スペースの設置、壁や床の張替え工事、浄化槽の更新や空調の設置工事、老朽化したキュービクルの更新や照明のLED化工事を行っており、今年度中に完了する予定でございます。工事完了後は、令和8年9月までに開館に向けた準備を行い、10月のオープンを目指しております。

- 8番(日名子敦子) 旧浜脇中学校利活用につきましては、一般質問でも取り上げ、気になっておりましたけれども、校舎解体や体育館の整備等も終了し、ようやく令和8年、来

年の10月にオープンとなっております。

では、今回の指定管理者の募集内容、仕様についてはどのようになっていますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

令和8年10月1日から令和11年3月31日までの2年6か月間にわたって、地域共生広場の指定管理者を公募するものであり、地域内外の多様な主体の交流を促進し、地域課題の解決や地域の活性化を図る場として、民間事業者のノウハウ及びネットワークを活用し、柔軟かつ質の高いサービスの提供を図る事業者を募集いたしました。

指定管理者の業務内容といたしましては、総合案内など施設の管理運営、体育室及び運動広場の使用許可及び利用料金の徴収、広場及び共用部分の維持管理に関する業務、さらに指定事業として、広場を活用した交流促進事業の企画提案を求め、応募事業者から提出された事業計画書の内容等により、指定管理候補者選定委員会で審査を行いました。

○8番（日名子敦子） 今回、地域で事業所を運営している団体が指定管理候補者として選定されたようですが、どのような事業者でしょうか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

指定管理候補者として選定されました一般社団法人結色については、障がい児、障がい者を中心に健常者との垣根をなくし、年齢に関係なく人権を尊重した地域貢献、まちづくり事業を目的としており、現在、南小学校近郊の立田町で地域密着複合型コミュニティスペースゆいいろを開設し、児童発達支援や放課後デイサービス等の障害福祉サービス、貧困世帯や独り親家庭、不登校児童を対象とした食の支援と、学びの場の提供等を実施しています。

選定委員会での主な選定理由につきましては、地域共生広場は、別府市ものづくり支援等複合施設の構成施設として、世代や特性によらない多様な主体の交流を促進することを目的としており、この視点から一般社団法人結色の提案内容は、地域の様々な課題の解決に取り組んできた実績やネットワークを基に、各世代の居場所や生きがいの創出を図るものであり、目的の達成が効果的に図られる点について評価されているものでございます。

○8番（日名子敦子） 指定管理のエリアは、全世代、どなたでも利用できる地域共生広場ということです。旧浜脇中学校の管理棟2階、3階部分は、答弁にもありましたように、竹細工等のものづくりの拠点施設で、ここは市の直営と伺いました。

今回、指定管理部分を含めた施設全体の協議会を今後立ち上げるということですので、どのような活用や事業が展開されるか、地域の方も大変期待しておりますし、私も大変楽しみにしております。指定管理業務が初めての団体ということですので、今回質問いたしましたけれども、維持管理業務や運営の相談、報告等も丁寧に対応していただければと思います。

では、続きまして、議第125号公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について伺います。

どのような内容でしょうか。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

本市では、地域子育て支援拠点を6か所設置し、育児不安等の相談活動のほか、保健師、栄養士等による各種講座、ボランティアによる絵本の読み聞かせや各種サークルなどを開催し、親子のふれあい、交流や情報交換の場を提供しています。

また、本市は平成31年3月に近隣の大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町で締結した大分都市広域圏連携協定に基づき、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指しています。その基本連携項目では、地域子育て支援の充実と、公共施設の相互利用の促進を掲げており、今回の取組は、令和8年1月から大分都市広域圏の7市1町の全ての地域子育て支援拠点を相互に利用できるようにするためのもの

のです。

- 8番（日名子敦子） 大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町で子育て支援センター等の地域子育て支援拠点施設を相互に利用できるようになるということで、例えば他市町の実家やお友達を訪れた際には、この7市1町の施設を使えるようになったということです。外出先でも利用できるということは、子育て中の御家庭にはまた一つ安心の取組になったと思います。

では、特に予約等は必要なく現地施設で申込み後、気軽に利用できるようですけれども、他市町からの利用により、市民の皆さんが利用しづらくなるということがないか気になりますが、この点については大丈夫でしょうか。

- 子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

本市の地域子育て支援拠点は6か所ありますが、そのうち3か所が私立の施設、3か所が公立の施設です。私立の3か所については、現在既に市外からの利用を受け入れており、影響は少ないものと思われまます。

公立の3か所については、お尋ねの点について、大分都市広域圏での協議に入る前に各施設の職員と検討を行いました。コロナ禍で減少した利用者数は、ここ数年増加傾向ではあるものの、少子化の影響もあり、コロナ禍前の平成30年の利用者数に比べると少ないことから、各センターとも受入れは問題ないと考えています。

ただし、各子育て支援拠点で定員を設定して行う事業等については、市民優先、または市民限定とすることとします。また、市民の皆さんも大分都市広域圏内の他市町の子育て支援拠点を利用できるようになり、その分利用者が減ることも考えられるため、現状で市民の皆さんが利用しづらくなるということは想定していません。

広域利用の取組により、お出かけ先や帰省先などでもお子様と安心して過ごせる場所が増えることになり、大分都市広域圏内の子育て環境の充実が図られるものと考えています。圏域全体で子どもと子育て家庭を切れ目なく見守り支える、温かいまちづくりを進めていくとともに、今後も全ての市民の皆さんが快適に御利用いただけるよう、適切な運営に努めたいと考えています。

- 8番（日名子敦子） この取組は来年、もうこの1月からの運用と聞きましたので、今後また、他市町からの利用者の動向も伺っていきたく思っております。

よりよい子育て環境の充実を今後ともお願いして、議案に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

- 7番（小野佳子） 7番、公明党の小野佳子です。それでは早速始めさせていただきます。

議長、まず議第108号別府市印鑑条例の一部改正については、事前の聞き取りで理解いたしましたので、この質疑は取下げをさせていただきます。

- 議長（小野正明） 許可します。

- 7番（小野佳子） では、議第109号別府市営合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

複数の遺骨を一緒に埋蔵・収納する方式の墓地を、墓石を立てずに永続的に管理する別府市宮野口原合葬墓を設置するに当たり、条例を制定することです。それでは、合葬墓には、集合安置室、合葬室、参拝スペースが設置されますが、その概要について教えてください。

- 生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

集合安置室は合葬墓の地上部に当たりまして、骨つぼを柵に並べて安置する形で、約3,400柱を埋蔵できる場所となります。また、集合安置室への立入りはできず、集合安置期間は20年間としており、20年後は納骨袋に入れ替え、自動的に合葬室に埋蔵されることとなります。

合葬室におきましては、合葬墓の地下部分に当たりまして、お骨を専用の納骨袋に収めて合同で埋葬する形で、約 8,000 柱が埋蔵されるスペースとなります。合葬室は集合安置室と同様に立入りはできないところとなります。

参拝スペースにつきましては、合葬墓外部の正面に位置いたしまして、合葬墓に埋蔵されている故人をお参りや献花のできるところとなっております。墓参者の方はこちらでお参りしていただくこととなります。

○ 7 番（小野佳子） 一般公募の料金体系はどのようになっているのか、教えてください。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

合葬墓の一般公募には主に 2 通りございます。集合安置室にお骨を安置することを希望された方につきましては、1 柱につき 11 万円をいただきます。この集合安置されたお骨は、20 年後に自動的に合葬室へと移されます。

他方としまして、直接合葬室に埋蔵することを希望される方につきましては、お骨を納骨袋に収めていただいた上で、1 柱につき 4 万 4,000 円をいただくこととなります。なお、どちらのタイプも生前予約が可能となっております。

○ 7 番（小野佳子） 様々な申込みがあると思いますので、御対応よろしくお願いします。

記名板の料金も設定されているようですが、この記名板はどういうものなのか教えてください。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

記名板は合葬墓に埋蔵された故人のお名前を印字したものであり、これは希望制でございますので、希望される方は 1 枚につき 3 万 3,000 円をいただくこととなります。

また、この記名板を貼付した記名台が合葬墓前方の両サイドに独立して設置される予定でございます。

○ 7 番（小野佳子） ありがとうございます。合葬墓は永続的に供養される仕組みを整えたものであり、家ではなく個人の意思を尊重する現代的な供養です。また、記名板は、遺族が故人を確認できる心よりどころとなり、時代が変わっても故人の記録が残ります。来年度より応募が始まるとのことですが、担当課におかれましては、今の墓地もしくは納骨堂からの改葬、新たな申込み、様々な手続があり、大変だとは思いますが、滞りなく進むよう、何とぞよろしくお願いします。

続きまして、議第 116 号別府市火災予防条例の一部改正についてです。

林野火災の注意報及び警報、別府市火災予防条例の一部改正について、その概要を教えてください。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

本年 2 月 26 日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、総務省消防庁では、消防防災対策の在り方に関する検討会を開催し、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとししました。そのため、林野火災発生の危険性を勘案し、別に定める別府市火災予防規則の指標により、林野火災発生の危険性が高いとされている 1 月から 5 月の間、少雨の状況が継続または数日間降雨がなく、气象台から乾燥注意報が発表された場合に、林野火災に関する注意報を発令し、注意喚起を行います。

また、林野火災に関する注意報発令中に強風注意報が併せて発表されれば、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発令し、火入れやたき火など火の制限を行うものがございます。

○ 7 番（小野佳子） 別府市火災予防条例第 45 条第 1 項の火災と紛らわしい煙、または火災を発生おそれのある行為にたき火を含ませるとのことですが、新たに定める理由、そして事前の届けが必要とのことですが、年間どのくらいの届けがありますでしょうか。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

たき火も煙を発するため、従前から火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火を含め、届出を求めてまいりました。今回、明確にしたものでございます。そのため、これまで同様に届出をお願いするものでございます。

次に、届出の件数につきましては、令和6年になります。年間約260件を電話等で受けております。

○7番（小野佳子） それでは、届出の範囲と行う場所の有無をどのように判断しているのか教えてください。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

たき火の範囲としましては、従前のおり市内全域を対象とし、場所につきましては、屋外全てが対象となります。

なお、届出の内容につきましては、おおい消防指令センターとも情報を共有しており、発煙を伴う行為に対して、市民から火災の疑いとして119番通報を受けた際、行為者にいち早く連絡を行い、状況を把握することを目的としております。

○7番（小野佳子） 時々山林付近や住宅でも煙が立ち上り、火災なのかたき火なのか判断に困る場面に遭遇いたします。私も、以前の職場の近くでよくたき火をしてる方がいらっしやいましたが、それは出勤がなかったので、やはりきちんと報告をしてるんだというのが、今回の聞き取りで分かりました。届出のシステムがあると聞き、安心をいたしました。

11月から3月の今の時期は、本当に空気が乾燥し、風が強く、雨が少ない状態が続くため、全国でも火災が頻繁です。今回の佐賀関大規模火災においても、発生当時、海上及び陸上で強風注意報が出ており、被害が拡大しておりました。今後、林野火災に関する注意報発令に伴い、注意喚起がしっかりと市民に伝わるよう、市報や別府市公式LINEを通じて周知をよろしく願いいたします。

続きまして、議第128号字の区域及びその名称の変更についてです。

今回の字の区域及びその名称の変更がある地域を教えてください。

○政策企画課長（清末 妙） お答えいたします。

来年度の住居表示は、通称、馬場、火売、北中、鉄輪東、北鉄輪、鉄輪上、井田、風呂本、御幸、山家、浦田、また、一部未実施区域が残る浜脇2丁目2区の合計12町で予定しております。

○7番（小野佳子） 名称変更にあたり、土地が入り組んでいる等の事情により、住居表示実施後において今までの通称の町名から別の町名に変わらなければならない事例はありましたでしょうか。

○政策企画課長（清末 妙） お答えします。

現状の通称住所の町名及び範囲を極力変更しないよう、慎重に町境を検討し、住居表示を実施しております。まず、現状をよく調査し、飛び地等で町の変更がやむを得ない場合には、対象地域の住民や建物の所有者の方々とよく協議をし、納得を得られた場合にのみ、別の町に変わっていただくようにしております。

今回の12町に関しては、店舗の所在地1か所に町の変更がございしますが、店舗の所有者及び経営者の方の承諾を得て進めております。

○7番（小野佳子） それでは、議決後のスケジュールはどのようになっていますでしょうか。

○政策企画課長（清末 妙） お答えいたします。

議決をいただきましたら、地方自治法の規定により、当該区域の現状の字の区域及びその名称を、新たなまちの区域とその名称に変更する旨の告示を行います。その後、住居表示を実施する委託事業者を決定し、街区や住居番号を設定するために必要な現地調査を行います。現地調査を基に、各建物の住居番号を決定し、来年の11月頃に住民に新住所を

通知します。実際に住所が変わるのは、住居表示実施日の令和9年1月9日を予定しております。

- 7番(小野佳子) 分かりました。昨年度より住民の説明から始まり、アンケート調査、要望の聞き取りを昨年末より始めていると伺い、実施まで約2年ほどの準備を要します。しっかり引き続き、きめ細やかな住民への対応を、何とぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

- 17番(加藤信康) 市民クラブを代表いたしまして、議案の質疑をいたします。先に議案質疑をされた議員の皆さんとダブるところは全て割愛しまして、コンパクトに進めていきたいと思えます。

まず、議第102号令和7年度別府市競輪事業会計補正予算(第1号)の収益的支出についてです。

競輪投票ポータルサイト運用費用の増で1億2,600万円の委託料増となっておりますけども、この委託料の内訳について教えてください。

- 公営事業局総務課長(松島俊樹) お答えします。

競輪投票ポータルサイト経費の内訳につきまして、広告宣伝等の投票ポータルサイト活性化事業として1億円、システム保守費として985万円、資金送金・決済、映像利用、予想サービス利用等のシステム運用費として719万1,000円、問合せ対応のヘルプデスク経費として175万円となります。

- 17番(加藤信康) 同様の内容で、債務負担行為も7億円というのが来年度ついております。事前の協議の中で、今、競輪のポータルサイトというのは民間も含めて9つぐらい大きいところがありますけども、競争になってるみたいなんです。そういう意味では、やはり最初の宣伝、広告というのは、またいろんなサービスというのは大事だと思いますので、この費用については非常に大事な予算だということで理解をいたします。

それでは次に、資本的支出の固定資産購入費、土地購入費について簡単にお聞かせください。何のために土地を買うのかだけ教えてください。

- 公営事業局地域振興室長(加藤千鶴) お答えいたします。

コロナ禍以降、感染防止の観点から家用車で来る選手が増えたことで、選手宿舎前の駐車場が足りなくなり、公正安全なレース開催に支障が出る状態となっているためです。

- 17番(加藤信康) 分かりました。

では続きまして、委託料、オートレース車券発売窓口整備費の増について、ほかの競輪場の動向についてはどうなっているのでしょうか。

- 公営事業局事業課長(山本直樹) お答えいたします。

競輪場でオートレースの場外発売を行うのは、別府競輪場が初めてとなります。

- 17番(加藤信康) 初めてということになりますと、やはり心配が出てきます。オートレースファンだけがその場に行くのか、逆に言えば競輪ファンもオートレースに変わる、オートレースファンになってしまうんじゃないかという、そういう可能性も考えられますけども、問題はないのでしょうか。

- 公営事業局事業課長(山本直樹) お答えいたします。

関係団体に問合せをいたしましたところ、専用場外施設では、オートレースのみを楽しむ層が極端に減少しており、競輪とオートレースの発売窓口を併設していることで、両方楽しむ層が増えたという結果を聞き及んでおります。その中でも、競輪とオートレースの両方を楽しむという割合が多かったと伺っております。

- 17番(加藤信康) 予測ではありますけども、問題はないだろうということなんですけども、引き続きその動向については注視していただきたいと思えます。

それでは、議第113号別府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正についてです。

これだけでは分からなかったもので、具体的に何を想定しての条例改正でしょうか。

○公営事業局総務課長（松島俊樹） お答えします。

議第 113 号につきましては、競輪事業に附帯する事業として、オートレース車券発売を別府競輪場内で実施することを想定しております。

○17 番（加藤信康） 全てが条例主義ということで、オートレース車券売場をつくるための条例改正ということで理解いたしました。協議の中で議第 114 号との関連があるかどうかという話をしたんですけども、全く関連がないということですので、これは結構です。

議第 115 号別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これは先ほど 8 番議員の中でも出てきましたんで、深いこと聞きませんが、統計は取っていないということでした。ただ、僕の感覚では非常に広い駐車場を持った競輪温泉になりますので、この金額を決めるに当たって、駐車場の影響については議論がなされたんでしょうか。

○公営事業局地域振興室長（加藤千鶴） お答えいたします。

駐車場やシャワー、浴槽の大きさなどの個別事案については議論はしておりません。市営温泉と同水準の金額で設定いたしました。

○17 番（加藤信康） 先ほどの議論の中で、1 か月券の話が出ました。統計は取っていないということですけども、購入するときの声かけとか、抽出的なアンケートでも予測はできると思いますので、200 円に上げることによって、一つも利用者が減らないということも起こり得る可能性が何かあるような気がしてなりませんので、この統計というのは取っていただきたいなと思います。

競輪については以上で終わります。

あと次に、議第 116 号別府市火災予防条例の一部改正について、これも 7 番議員とのやり取りでほぼ分かりましたけども、条例の一部改正を行う、何のために行うんかという協議をしたんですけど、これをやることによって、市民はどうすればいいのかなという感じがしました。市民生活の影響について、もう一回お願いします。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

市民生活への影響といたしましては、林野火災に関する警報を発令している間、火入れやたき火などを控えていただくことになります。火災の予防上注意を要する際に発令いたしますので、御理解・御協力をお願いいたします。

○17 番（加藤信康） 佐賀関の火災もありました。林野火災も、日本だけでなく世界的にも、乾燥した中でこんなとこまで燃えるのかというぐらいに拡大していくというのを、目の当たりにしてきています。そういう意味では、せっきくの条例改正でありますからしっかりと周知、市民にどう行動してもらいたいというのは必要だと思います。

それで、別府市火災予防条例改正の概要も含めて、また林野火災注意報や警報が発令された際に、私もある意味農業をやってますけども、ちょいちょい農業残渣とかを燃やします。そういう人たちがどうすればいいかという、市民に対してどう周知をしていくかが大事だと思うんですけども、もう一回お願いします、周知の仕方。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

別府市火災予防条例改正の概要につきましては、毎年春と秋に行う全国火災予防運動の行事で広報を行ったり、消防本部ホームページをはじめ、市報を通じて広く市民の皆様へ周知してまいります。

発令時の周知につきましては、林野火災に関する注意報を発令していた場合は、届出を受けた際に注意を促します。林野火災に関する警報発令時は、届出を受けた際に焼却の延期をお願いするほか、消防車両による広報や本市消防本部ホームページへの掲載を行います。

また、平常時は従来からとなりますが、年間約 260 件の届出を電話等で受けた際、消火

の準備やその場から離れないことをお伝えし、火災の未然防止を図ってまいります。

- 17番（加藤信康） ありがとうございます。私もちょいちょいたき火、発煙をすることがありますので、しっかりと確認をして消防署のほうに電話をしながら、たき火をするかどうかを判断したいと思います。ありがとうございます。
- 4番（森 裕二） 4番議員の森裕二です。ビーワンベっぷ会派を代表して、議案質疑を始めさせていただきます。

まず、議第98号の一般会計補正予算、美術館施設整備に要する経費の追加額に関しては、事前の打合せと他の議員の質疑等で理解ができましたので、ここではあえて質疑はいたしませんけれども、美術館というのは新しく開館する図書館と同じく、別府の文化芸術の中心の施設であり、連携することで相乗効果が期待できるものとなります。今回の美術館施設整備により収蔵庫を拡大することで、適切な環境で美術品を管理・保管できるだけでなく、作品の入替えも可能になるということです。美術館の魅力はさらに高まるものというふうに期待をしております。

そして、行く行くは美術館を今の場所で続けていくのか、また新しく建設するのかなど、今後の整備をどうするのかというところもしっかりと議論していかなければならない課題だというふうに感じているところです。別府市でも図書館と美術館の一体的な整備を考えていた時期がございます。ですので、来年の3月に開館するこもればパークと一体となった美術館の利活用をしっかりと考えていただきたいということだけ申し上げまして、この項は終わらせていただきたいなというふうに思います。

続いて、議第106号住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、お聞きをしていきたいと思っております。

住居表示については、これまでも何度も私は質疑をしてきておりますので、概要については理解をさせていただいているところでありますが、今回の住居表示は、これまでの住居表示と違ひまして、町名に1区、2区などの区の表示が使えなかったり、隣接をしていない地域、つまり飛び地は認められないなどの関係で、これまでとは違う町名を使用しなければならない地域があります。また、人口が多く、石垣地区のような何丁目という表示を使用する地域もあるというふうにお聞きをしております。

今回、特に町名が変わった地域は、普通の周知方法では全く浸透しないのではないかなというふうに思いますし、ほかにも今回対象となる地域には、学校や保育園・公民館など、住民の生活に直結をしている施設が多く、これらの周知の重要性を感じているところがございます。

そこで、今回の住居表示で町名が変わる地域と、人口が多く、何丁目等の表示が必要になった地域の詳細、また、これらを含む住居表示全体の周知方法についてどのように考えているのかについてお答えください。

- 政策企画課長（清末 妙） お答えいたします。

今年度実施する中で、町名が変わる町は3町あり、南立石1区は南立石中津留町に、南立石2区は南立石公園町に、また山の手町は山の手町と一部が山の手新町となります。

ほかにも、1町内の世帯数が多く、丁目に分かれる町は2町あり、扇山は扇山1丁目から7丁目に、鶴見は鶴見1丁目から4丁目にそれぞれ町名が変わります。

今年度住居表示を実施する17の町の住所表記がどのように変わるかについては、市報1月号に掲載をしておりますが、今年度は広範囲で住居表示を実施している状況でもあるため、特に町名が変わった町については、市報やホームページで繰り返し広報をすることに加え、ケーブルテレビでの広報なども活用しながら、重点的に周知を図っていきたくと考えております。

- 4番（森 裕二） 町名が変わった地域については重点的に周知をしてもらえるというこ

とですので、安心をさせていただきました。扇山や鶴見のどこの部分が何丁目になったかというところにつきましては、地図で表示をしたほうが分かりやすいというふうに思っております。それについては市報での広報は難しいということで、市のホームページで地図の表示ができるということですので、皆さんもぜひ確認をしてほしいというふうに思いますが、実際に私もホームページのほうで確認をさせていただきました。他の地域と同じ形での掲載だったので、正直少し分かりにくいのかなという感じもしました。表示の方法についてはもう少し工夫が必要だというふうに思いますので、今後検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、議第 107 号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、お聞きをしていきたいと思っております。

今回の改正理由として、児童福祉法の改正が主な理由であるということですが、この改正の中で、家庭的保育事業の利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合が追加されたというふうにございます。

子どもに対して行う健康診断は、病気の早期発見のためにも重要だと私は認識をしておりますが、そのため、健康診断では多くの項目を検査したほうがいいのではないかとこのように考えておりますが、今回の改正では、全部または一部を行わないことができる場合というのが追加されました。この理由が私には少し理解ができません。今回、なぜその項目が追加されたのか、それについてお答えください。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本です。子どもの健康状態の把握のため、家庭的保育事業者が利用乳幼児に対して行う健康診断については、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされています。

しかし、学校保健安全法の対象は、学校における児童生徒等で3歳以上の子どもが対象となっているのに対して、家庭的保育事業所では、0歳から2歳までの3歳未満児が対象となっており、学校における児童生徒等と同じように実施することが困難な場合があります。

このことから、子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう、母子保健法に規定する健康診査の内容が家庭的保育事業所の健康診断の全部または一部に相当すると認められ、かつ家庭的保育事業者がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとされたものです。

○4番（森 裕二） 乳幼児では、例えば眼科検査や聴力検査など規定された全ての検査項目を行うことが困難な場合があり、実施したくてもできなかった。そのためより実態に即したものにするために、今回の条例が改正されたということが理解できました。

以上で、私からの議案質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○2番（石田 強） 議案質疑において、ほかの議員の皆様から様々な分野にわたり質疑が行われ、重なる部分を外しました。私はその中でも競輪事業についての言及が多くなかったなと思ったので、今回競輪事業に絞って質疑させていただきます。

別府競輪は、市の貴重な自主財源を支える大変重要な事業であり、今後の新たな取組が市の財政の中でも、実質の財政に与える影響も大きいことから、私はこの機会に競輪事業の中でも特に気になっている点について、確認の意味も含め質疑させていただきたいと思っております。

それでは競輪事業に関する質疑に入らせていただきます。議第 102 号令和 7 年度別府市競輪事業会計補正予算（第 1 号）についてです。

3 月下旬に運用開始を予定としている競輪投票ポータルサイトの運用経費の中の、競輪投票ポータルサイト活性化事業について、内容を教えてください。

○公営事業局副局長兼デジタル推進課長（松本弘次） お答えいたします。

競輪投票ポータルサイトのシステム構築は、現在プログラム開発テスト中であり、予定どおり順調に進んでおります。中央システムとの連携テストが無事に終われば、3月に発売開始ができる見込みとなりましたので、稼働時に必要となる競輪投票ポータルサイトの広告宣伝等を行うものとなります。ブランドの認知拡大に注力し、会員獲得を行ってまいります。

○2番（石田 強） ありがとうございます。競輪投票ポータルサイトの広告宣伝等に主に使われるということで、私から少し提案があります。

これまで、大手のIT企業が数十億円規模の広告費を投入しながらも、思うように会員数を伸ばせなかったという事例が多くあります。一方で、インフルエンサーを活用した手法では大きな効果が確認されており、例えば、ユーチューバーのヒカル氏は、千葉競輪のピスト6ですね、会員数を4万人から17万人へと大幅に増加させた実績があります。こうした事例を見ると、現在予定している従来の広告宣伝だけでは十分な成果につながらない可能性があります。

さらに、競輪投票ポータルサイトの分野ですね、競争が多く、どれだけ早い段階で認知を広げられるかがその後の会員獲得に大きく影響するため、スタートダッシュは極めて重要になると考えます。そのため、インフルエンサーとの連携など、効果が実証されているプロモーション手法を検討していただき、積極的に導入していただきたいと思っております。

また、そうは言いましても、担当課の皆様との聞き取りを通じて、ポータルサイト事業に対する本気度を強くこの数日間感じました。私自身、IT業界に知人も多く、一定の知識を持っているつもりですが、私の意見に対して真剣に耳を傾けていただき丁寧にメモを取りながら、3月の開設に向けて積極的に取り組んでいただく姿勢も伝わってきました。

○議長（小野正明） 石田議員に申し上げます。議案質疑の場ですので、自己の主張は述べないようお願いします。

○2番（石田 強） 私は大手にできないニッチの層を的確に取り込むことができれば、新規獲得できる可能性は十分あると思っておりますので、期待して待ちたいと思っております。

次に、オートレース車券発売窓口整備費についてです。オートレース場外車券売場を設置する理由を教えてください。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

別府競輪場の投票所スペースの有効活用を検討した結果、競輪と同じ監督省庁と振興団体でありますオートレースの場外発売を決めました。

○2番（石田 強） ありがとうございます。近年のオンライン販売の普及により、若い世代や新規ファンの増加も見られるなど、市場そのものが活発化している状況は理解できました。

次に、設置場所はどこなのか教えてください。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

別府競輪場メインスタンド1階北側に設置をする計画となっております。

○2番（石田 強） 分かりました。聞き取りによると、別府競輪場の空きスペースを活用し、オートレースの場外発売に取り組むことは、新たな収入源の確保や事業の安定化につながる有効な選択肢であることが理解できました。

実際にオートレース業界全体の売上げがどれぐらいなのか、答弁願います。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

令和6年度で1,176億円となっております。

○2番（石田 強） オートレースの総売上げは前年度比7.8%増を記録しています。これまで、8年連続売上げが上がっている。4年連続で1,000億円を超えるなど、売上規模も

維持しており、公営競技の中でも安定した市場を形成しつつあると聞き取りの中で、分かりました。なので、オートレースの販売を別府競輪の中で行うのは十分理解できるかなと思っていますが、そういった経費に見合う売上げというのは見込めるのかどうか、答弁願います。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

年間で3億円の売上げで、3,000万円の収益を見込んでおります。

○2番（石田 強） 年間3億円の売上げで3,000万円の収益を見込むということですが、それでは初期投資額との関係で見れば、想定どおり売上げが上がれば、おおむね1年以上で投資回収ができるというので理解しました。

では、その告知はどうするのか、答弁願います。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

別府競輪場のホームページやSNSにて告知を考えております。

○2番（石田 強） 分かりました。ホームページやSNSで既に情報を取りに行くということで、既存のファンには届くと思いますが、新規の利用者や潜在的なファンには届きにくいという課題があります。特に今回のオートレース場外発売は、新規収益の柱として期待されている事業であり、認知度の向上は収益と直結します。これ今後は運用がスタートしたら、告知に力を入れるなど、様子を見てまた質問などさせていただきたいと思いません。

以上で私の議案質疑を終わります。ありがとうございます。

○1番（塩手悠太） 1番、有志の会の塩手悠太です。議案質疑よろしくお願いたします。

私からは、まず議第124号の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、質疑させていただきます。

この議案は来年3月に新しくオープンする別府市立図書館等複合施設を、大分都市広域圏に属する住民の方たちが利用できるように協議をする内容だというふうに思っています。この多くの市民が開館を待ち望む新図書館というか、この複合施設なんですけど、クリエイティブコモンズ・アクティブコモンズ・ラーニングコモンズという3つの機能がございまして。クリエイティブコモンズというところは多目的ホールやレンタルスタジオ。それからアクティブコモンズというところに関しては、交流サロン、それからカフェ・喫茶コーナー。そしてラーニングコモンズというところは図書館機能として構成されているというふうに思っています。

今回、この別府市立図書館等複合施設を、他の普通地方公共団体の住民との相互利用をさせるということに関してですが、これ具体的に、この新しい複合施設のどのような機能を対象に議論していたのかということをご教えてください。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

本議案による対象施設の範囲は、複合施設を構成する別府市立図書館と別府市共創交流拠点こもれびパーク全体が含まれます。

○1番（塩手悠太） この大分都市広域圏の連携協約というところを見ますと、住民間で相互利用させてくださいねという項目の中で、いつからその協議を始めてくださいという、制限というところは見当たりませんでした。何か特段新しい施設をオープンするときに、開館と同時に相互利用の協議を開始してくださいねというようなところはあるのでしょうか。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

公共施設の相互利用の促進は、別府市を含む7市1町で形成する大分都市広域圏の連携協約に基づくものでありますけれども、対象施設であったり、あるいは相互利用を開始する時期につきましては、各自治体の判断により、自治体間で調整するという事になって

おります。

- 1番（塩手悠太） 自治体間の話合いということですので、要約するとその協議の開始時期については特段の決まりはないという認識で解釈をして、そのまま話を続けます。

この新図書館・複合施設というのは多くの市民の方が大変注目している施設であって、日に日に早く開館を待ち望むという声が大きくなってきている施設でございますが、そうすると、来年3月のオープン後に、多くの市民の方たちが集まって混雑が予想されるわけです。その混雑が予想される中、別府市民だけではなくこの大分都市広域圏のほかの市町の方たちにも利用していいですよというような形になると、この新しい施設の注目度ゆえに、さらなる混雑というところが私の中では推察されるんですが、そうなると別府市民が利用したくても利用できないというような状況になってしまうのではないかというふうに思うんですが、相互利用の協議時期は特段の決まりがないということですので、開館した当初しばらくは、その施設の稼働率とかというのを観察しながら、一定程度の期間を設けて、その相互利用の協議というところを議論したほうがいいのではないかなというふうに思ったんですが、その辺りはどのように考えてるんでしょうか。

- 次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

複合施設を来年3月のオープン時から相互利用に供することにした判断の根拠としましては、既に現在の市立図書館が相互利用の対象施設となっていることが上げられます。長年にわたる隣接市町との相互利用の経緯も踏まえ、図書館の移転新築により、混雑が予想されるために、相互利用の対象施設から一時的に外すという判断はしませんでした。

それから、また新しく対象施設に追加するこもれびパークの多目的ホールとスタジオにつきましては、おおいた公共施設案内・予約システムにより、市内利用を優先します。多目的ホールとスタジオは時間のコマ単位での予約を受け付けますけれども、市内の利用希望者を先に受け付けた後に、市外利用者の申込みを受け付けます。また、利用料金につきましても、条例により市外利用者は市内利用者の1.5倍の料金を設定しております。

ということで、新図書館を中心とする複合施設の周辺には、ビーコンプラザ、あるいは別府市美術館、それからしいきアルゲリッチハウスなどの複数の文化施設があります。また教育施設、あるいは市役所をはじめとする公共施設が集まっているエリアですので、そういったエリアマネジメントの観点からも、新図書館とこもれびパークは内外に情報発信する拠点として、広域的な地域の発展につなげていきたい、寄与していきたいというふうに考えています。

- 1番（塩手悠太） ということは、私が先ほど問題意識として少し共有させていただいた、市民の方が利用したいときに利用できないような状況になるのではないかというようなこの杞憂に対してはしっかりと対策をするという認識でよろしいですか。

- 次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

塩手議員から今お話があったように、この新図書館とこもれびパークは、別府市内にとどまらず、市外の方からも注目されて利用していただくということであれば、それは大変喜ばしいことだと思っております。

ただ、喜ばしいことではありますけれども、一定程度の混雑というのは想定します。しかしながら、議員が今心配された多目的ホールとスタジオが、市内の利用者が利用できないのではないかということについては、先ほど説明したとおりシステムによって優先的に予約を受け付けたいと思っております。

- 1番（塩手悠太） この広域連携による相互利用というところで、該当する住民の方たちの市民サービス向上というところを図るというのは、これは私も切に願っております。

ただ、これ利己的な考えかもしれませんが、この施設というのは別府市民の負担によって設置されて、それから運営されていくものだと思いますので、問題意識というか、答弁

の内容については理解をします。ただ、第一にやっぱり別府市民優先という思いは共通で持っているというふうに思います。ですので、ここの施設の相互利用の協議に関しては、ある程度時期を見て協議の開始をしてもよかったんじゃないかということは指摘しておきます。

それから、次に移って、議第 104 号に入ります。

特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正というところについてでございますが、これは昨年もちよっと議論させていただいたんですが、対象者として市長、それから副市長と教育長、それから競輪事業管理者、それから私たち議員の期末手当というところを増やすという内容になっております。この条例改正に伴う過程として、内閣の閣議決定後に通知された総務省通知の中では、地域の実情を踏まえつつ、適切に判断することというふうにされています。この改正案の提出に当たっては、上位機関から通知が来たから、ただ単に条例改正を出しましたというわけではなくて、この地域の実情を踏まえつつ、しっかりとした議論がなされて提出されたというふうに思いますが、庁内のほうではどのような議論がされたのでしょうか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

特別職の期末手当については、人事院勧告の趣旨に沿った特別職の国家公務員等の期末手当の改定並びに県内他市との均衡を図るため、所要の改定を行うものです。人事院勧告の対象は一般職の職員であります。特別職の国家公務員の給与についても、人事院勧告の趣旨に沿った取扱いとすることが閣議決定されています。先ほど議員がおっしゃったとおりですけれども。

また、人事委員会を設置していない別府市においては、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に沿った民間企業との比較等に基づく人事院及び大分県人事委員会勧告を参考とするとともに、大分県をはじめ県内他市と同様の勧告に準拠した改正を行うことは適正な対応と考えております。

○1 番（塩手悠太） 私はその議論の中に、特別職報酬等審議会などの有識者による第三者の意見聴取というところも、改正過程においては重要な議論だというふうに思うんですが、この第三者の意見聴取というところについてはどのようになっているのでしょうか。

○総務部長（竹元 徹） お答えいたします。

議員報酬や政務活動費等、また市長等の特別職の給与等の額に関する条例を議会に提出しようとする際には、あらかじめ別府市特別職報酬等審議会の意見を聴くことが条例等でも規定をされておりますけれども、期末手当につきましては審議事項の対象項目には入っておりませんので、今回は諮問は行っておりません。

○1 番（塩手悠太） よく理解はできました。ただ、この期末手当というところについて、先ほど部長が答弁されたように、所掌事項ではないということで理解はできるんですが、ほかの自治体では、今までどおりの月例給だけの議論ではなくて、ここに年収ベースでの議論が必要ではないかということで、審議会の所掌事項として新しく条例を改正して組み込んでいるという例もありますので、私は第三者による議論というところを反映させたほうがより市民の方の理解・納得が得やすいような条例改正というところにつながるというふうに思いますので、ぜひ私の指摘に関して、前向きに検討していただきたいということを言い述べて、私の質疑を終わります。

○議長（小野正明） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日 6 日から 8 日までの 3 日間は、休日及び委員会審査のため本会議を休会とし、次の

本会議は9日定刻から開会いたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午前11時15分 散会